

## 平成21年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成21年8月11日(火)午後2時から5時

2 場 所 千葉県文書館6階 多目的ホール

### 3 出席者の氏名

#### (1) 委員

伊藤さやか委員、井上隆行委員、奥住弘久委員、大田恭子委員、桑波田和子委員、澤田成雄委員、菅野泰委員、多賀谷一照委員、萩原博委員、橋本安弘委員、平野都代子委員、藤井公雄委員、柳瀬雄太委員 (五十音順)

#### (2) 事務局

和田正夫政策法務課長、齋藤嘉明室長(情報公開・個人情報センター)、櫻井博幸政策法務課副課長、情報公開・個人情報センター職員

### 4 会議に付した事案の件名

(1) 会長の選出等について

(2) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について

(3) 開示請求等運用状況について

(4) 苦情処理等の報告について

### 5 議事の概要

事務局(正木) 本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。定刻でございますので、ただ今から平成21年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

なお、この推進会議は公開で行われており、傍聴要領を定めております。委員の皆様にはお手元に配付しております「情報公開事務の手引」に差し込んでありますが、その定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室されております。

また、この会議は議事録を作成することとなっておりますので、録音テープをとらせていただきます。作成された議事録には、発言された方の氏名を含めて千葉県のホームページに掲載し公表することとしております。

それでは議事に先立ちまして、川島総務部次長から委嘱状を交付させていただきますと存じます。事務局からお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様には恐れ入りますがその場で御起立いただき、お受け取りいただきたいと思っております。それでは川島総務部次長お願いいたします。

<川島次長から各委員に委嘱状を交付>

なお、本日、佐藤晴邦様、保坂好一様には欠席の御連絡をいただいておりますので、後日、お渡しすることとしたいと存じます。

それでは、ここで川島総務部次長からごあいさつを申し上げます。

川島次長

総務部次長の川島でございます。本来であれば森田知事が出席して皆さんに辞令交付、ごあいさついたしますところですが、所用により出席できませんので、代理といたしまして私の方からごあいさつ申し上げます。

委員の皆さま方には、大変お忙しい中、委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本県の情報公開は、昭和 63 年 10 月の制度開始以来、今年で 22 年目を迎えようとしております。この間、県民に開かれた県行政の実現に大きく寄与してきたものと考えております。本推進会議は、情報公開制度の運営の改善につきまして調査審議をし、併せて情報公開事務に関する苦情処理を行うということを目的といたしまして、平成 17 年に設置したものでございます。

徹底した情報公開を推進していくためには、広く県民の意見を反映させていくことが必要であります。こうした考えに立ち、この会議には専門の方々ばかりでなく、県内の様々な団体の方々や公募によって選ばれたの方々にも参加いただいているところでございます。

今回の皆様への委嘱をもちまして第 3 期目の委員となるわけですが、第 1 期目におきましては、この会議で提案されました御意見を受け、開示請求件数の公表方法や開示請求書の受付方法などにつきまして運用の改善を図ったところでございます。

また、第 2 期目におきましては、開示請求、苦情の申出への対応及び窓口対応等につきまして知事への提言をいただいたところでございます。これを受けまして、県職員のための情報公開事務マニュアルを作成するなど、制度のよりの確な運用について職員の指導に努めてまいりました。

さらに、苦情処理に関しましては、苦情処理調査部会におきまして個別案件を調査していただいているところでございますが、その結果改善が必要とされた事項につきましては、県の各実施機関に対しまして是正を求めているところでございます。これを受けた各実施機関では、適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に努めるなど運営の改善に努めてきたところでございます。

このように、この情報公開推進会議の役割は、本県の情報公開制度

の充実と円滑な運営に欠かせないものであり、今後さらに県民参加の県政運営を進めていく上におきましても、その役割は益々大きくなるものと考えております。

委員の皆さまの格別の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（正木）

それでは、ここで委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

なお、お名前をお呼びいたしました折には、恐れ入りますがいったん御起立いただき、委員としての抱負等を一言いただきたいと存じます。

<委員の紹介>

伊藤委員

弁護士の伊藤さやかと申します。3期目になります。気分を新たに頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

井上委員

井上です。私も3期目になります。苦情処理調査部会を担当しておりました。よろしくお願いいたします。

奥住委員

千葉大学の奥住です。私も3期目になります。またよろしくお願いいたします。

大田委員

大田です。今回は初めての応募で参加しておりますけれども、情報公開制度の中にこのような会議があるということも存じませんで、主婦という立場で何かお手伝いすることができればと思ひまして、若輩でございますけれどもよろしくお願いいたします。

桑波田委員

環境パートナーシップちばの桑波田と申します。私の前に2期程勤めたものがおりまして、今回交代でこちらの方に参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

澤田委員

澤田成雄と申します。自由業と書いてございますが、長く法務省に勤務しておりまして、辞めて民間会社に役員で、監査役です。辞めて公証人をして、それも辞めて現在は定職があるようでないということでございます。情報公開制度については常識程度でございますがしっかり勉強して、千葉県がしっかりやっているかどうかを見極めたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

菅野委員

菅野です。弁護士をしております。私も3期目ということですので。ご存知のとおり情報公開というのは、県民が県政に参加する前提になるものだというふうに考えております。そういう意味で情報公開制度も条例が出来てもう何年も経ちますが、今の条例が出来てちょうど丸4年、5年目に入ったということで、今期に少し見直すべきところは見直して改善をするという必要性が出てくるのかなと思ひております。よろしくお願いいたします。

多賀谷委員

千葉大学の多賀谷と申します。私はもう情報公開制度との付き合いは若干古くなっていますが、千葉県の条例が出来て 22 年になります。私が最初に情報公開に携わったのは、神奈川とか東京の制度で 27、8 年前、その間それらの自治体でいくつか情報公開審査会の委員長をやっていましたけれども、4 年前に千葉県の制度に課題があるということで、それでこの会議が出来ました。今回 3 期目になるが、3 期目にもなるとこの会議自体ルーティン化しているような感じがします。やはり今後どうするかはこれから 2 年間で、皆様と千葉県の情報公開制度を支えていくものとして、今後課題をどうすべきか考えていきたいと思しますので、よろしく御協力をお願いします。

平野委員

生活協同組合連合会から出ております平野と申します。私も 3 期目ということで、なかなか時間が合わなくて年に何度かしか出られないということで工夫をさせていただいておりますけれども、生協といいますと、今ちょうど千葉県内 600 万県民の中で 80 万世帯位の方が加入をされている県内でも大変大きな消費者の団体であろうと思っています。単純に組合員のために内々に食を中心とする商品をお届けするというのではなく、消費者庁もできますけれども消費をするということは、暮らしということを通して社会ときちんと係わりながら自分にプレッシャーを作っていく責務というのを組合員と共に新たに考えていくという時代に入ってきたなとそんなふうに思っています。その中でこのような重要な役をいただきまして、役割をきちんと果たしていくということで組合員にも伝えていきたいと思しますのでよろしくお願ひいたします。

萩原委員

千葉日報の萩原でございます。2 期目になると思えます。新聞社なので情報公開を推進すべきだと、社会が良くなるためには情報公開というのはそういう立場にあると、私どもの会社も含めて情報公開という制度をどういうふうに使いなしていったら社会に役立てていけるのか、もう一つまだ把握できていないという感じです。この会議に出ても、そういう形の議論が勿論中でされているわけですが、情報を扱う産業の中にいる割には実感が見えてこない、自分としてつかめていない勉強不足なわけですが、この 2 年間でまた勉強させていただいて、新聞社として情報公開の制度というものを使いこなせるような体制にしていきたいと思っています。また県民の方が気軽に使えるような制度になるといいと思っています。よろしくお願ひいたします。

橋本委員

船橋から来ました橋本安弘と申します。名簿に無職と書いてござい

ますが、一昨年 35 年勤めた民間企業を退職しまして、2 年間少し充電していたところですが、何か始めないといけないというわけではないんですが、たまたま広報関係で特にマスコミ対応を長い間民間企業の中でやっております、今般成立した公文書管理法について少し勉強をしてましたところインターネットの検索で今回この推進会議があるということを知りまして、就職して昭和 49 年に船橋に住まいを構え、その後千葉市に転居してまた船橋に戻って計通算 30 数年一応千葉都民と言ったらいいんですか、ずっと都内に通っていたんですが、少し千葉の住民として何か社会的なことができないかというところで参加させていただいたところです。よろしくお願いいたします。

藤井委員

中核地域生活支援センター連絡協議会の方から代表させていただいています。中核地域生活支援センターというのは、千葉県から委託を受けて、対象者を全く選ばない福祉の総合相談窓口、それから地域とそういった支援が必要な方を結びつけるような仕事をさせていただいています。県内 13 ヶ所、保健所の圏域ごとに 1 ヶ所ずつ設置されています。私の方は松戸の圏域で我孫子、流山、松戸市この 3 市をエリアにして活動させていただいています。中核センターの方は日々色々な方々から御相談があります。そういったところから、この情報公開について何かしら持って帰るもの、御提案できるものがあればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

柳瀬委員

こんにちは。柳瀬と申します。木更津商工会議所の専務理事をしておりますけれども、推薦母体は千葉県商工会議所連合会でございます。皆さん方非常に目的意識あるいはこちらの方で高尚なお考えを持ちながらなお一層勉強していきたいと、こういうふうな思いの中で取り組まれているあるいは取り組んでいこうということでもありますけれども、正直言いまして私の場合は、先般の専務理事会議がございまして、その中で木更津で今度やれということでありまして、この情報公開推進会議といった組織があること自体も全く分かりませんでした。そういったところで私も白紙の状態でございますけれども、皆さん方の御意見等々をお伺いしながら一生懸命頑張っていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局（正木）

皆様よろしくお願いいたします。

なお、川島総務部次長につきましては、ここで所用のため退席させていただきますので御了承ください。

<川島次長退席>

事務局（正木）　　続きまして、出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

＜出席職員の紹介＞

事務局（正木）　　それでは次に、本日お配りしてあります資料について確認させていただきます。お配りしてありますものは、会議次第、委員名簿、座席表、平成 21 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議会議資料でございます。また、委員の皆様には「情報公開事務の手引」、傍聴者の皆様には「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」と「傍聴要領」がございます。なお事前にお配りしました資料の 4 の 11 ページに誤りがありましたので、訂正させていただきます。お配りしてあります資料につきましては訂正されたものでお配りしてありますので御了承いただきたいと思います。資料につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りますが、条例上、情報公開推進会議は会長及び委員で構成されることになっております。資料の 1 ページをご覧くださいと思います。千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により、会長は委員の互選によってこれを定めるとされております。また、同 32 条第 1 項の規定により、会長が会議の議長となると定まっておりますが、現在のところ会長が選出されておられません。会長が選出されるまでの間、仮議長を選出して議事の進行をお願いしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

各委員　　（異議なし）

事務局（正木）　　ありがとうございます。

それでは異議なしとのことですので、本日は新委員による初めての会議でございますので、この仮議長は、前期、会長を務めていただきました多賀谷委員をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員　　（異議なし）

事務局（正木）　　ありがとうございます。

それでは、会長の互選は、多賀谷委員を仮議長としてお願いしたいと思います。多賀谷委員には仮議長席へお願いいたします。

多賀谷仮議長　　それでは甚だ官僚的な手続ではありますが、会長が決定するまでの間、仮議長として議事を進めます。

本日の議題 1「会長の選出等について」ですが、会長は委員の互選によって定めることになっていますが、指名推薦の方法でよろしいで

しょうか。それではどなたか推薦をお願いします。

伊藤委員 引き続き多賀谷前会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

多賀谷仮議長 私にという声がありましたが、あまり本意ではないのですが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

多賀谷仮議長 それでは、官僚主義的ではありますが、私が会長として決定されました。

事務局(正木) それでは、多賀谷委員が会長として決定しましたので、一言ごあいさつをいただきたいと存じます。多賀谷会長よろしくお願ひいたします。

多賀谷会長 それでは一言、二言ぐらいごあいさつさせていただきます。

この会議は、先程申し上げましたように3期目になります。正直言いまして一番大変だったのは第1期です。第1期の時にも会長をさせていただき、その会議ではかなりの激論が交わされ、終わるとどっと疲れたものです。2期目の後半はあまり疲れない、あまり疲れないということはややルーティン化しているんじゃないかと。私は諸般の事情によってもう1期務めさせていただきますが、この会議を今後どうするかというのは、先程申し上げましたけれども、この会期中に検討しなきゃいけないと、そういう意味でこういう感じで会議の会長をやるのは最後の2年間になると私は思っています。何らか見直しが必要だろうと。

それから、この会議の性格につきまして、新任の方々もいらっしゃるので申し上げますけれども、他の自治体にはこのような会議はあまりない、特殊な会議だということをお願いしたい。多くの自治体においては、情報公開については審査会と審議会というものがあります。情報公開審査会というのは、開示請求、情報公開を請求された場合に、行政側が拒否回答もしくは部分的な開示をして、異議申立てや審査請求が市民から出てきた時、それについて第三者機関として審査する。また審議会はですね、情報公開の制度の運営について学識経験者や市民の代表の方が話を聴いてチェックをするという会議です。この推進会議はそのいずれでもありません。ちなみに、千葉県には当然他に情報公開審査会という会議がございます。

この会議ができた背景としてはですね、今から5、6年前、千葉県の情報公開制度が大変なことになりまして、請求者と県との間である種

の対立が生じて膨大な請求があり、制度が運用できなくなりました。そういう状況でそこを何とか打開しようということでこの特殊な会議が出来た。この会議は、制度がどういうふうに使われているかということを中心に聴くというだけでなく、情報公開制度の運用について、県と県民との間で何かのトラブルがある場合、そのトラブルについて第三者的な立場に立って、しかし第三者的立場といっても傍観者ではなくて、県民としてこの制度が運行出来るように監視し必要な助言を県知事に対して示す、そういう会議でございます。

そういう意味において若干、任務が重いところがございます。したがってこれから今日も、菅野委員外の方々からなる苦情処理調査部会の検討結果を皆さんは聴くでしょうけれども、実際あまり楽しい会議ではございません。この情報公開制度というのは元々、行政の方は隠したい、市民の側はできるだけ多く知りたい、どっちの言い分もどっちが正しいという話ではなくて、その両方の間のせめぎ合いを、しかしそれがいい意味での両方のせめぎ合いとして、チェックするというものです。皆さん対応していくには疲れるかもしれませんが、よろしく御協力いただきたいと思います。

事務局（正木）

ありがとうございました。

なお、資料の1ページにありますように、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により、副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理すると定められておりますので、会長から職務代理者の指定をお願いしたいと思います。

また、同じく資料の1ページにあります、千葉県行政組織条例第33条第1項の規定により、部会を置くことができるとされております。本推進会議には苦情処理調査部会を置くことが平成17年度第1回推進会議で議決されております。この苦情処理調査部会は、資料の4ページ後段にあります情報公開条例第27条の2第3項、第4項の規定による苦情の処理等を行うためのものです。そこで千葉県行政組織条例第33条第2項の規定により、苦情処理調査部会に属する委員の指名をお願いいたします。

会長からお願いいたします。

多賀谷会長

それでは、まず職務代理者については、菅野委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

菅野委員

了承します。



多賀谷会長

それでは、職務代理者に菅野委員を指定いたします。

また、苦情処理調査部会については、この推進会議の役割として、情報公開制度について県民から苦情があった場合にその言い分を聴くという役割があるわけですが、その苦情は時としてそれなりの数が出てきますので、この会議は性格上あまり頻度を多く開くことが出来ないで、部会を設けてその部会でその苦情処理について推進会議に代わって対応していくそういうものでございます。苦情処理調査部会の委員については、そういう業務に精通されている弁護士である菅野委員、伊藤委員、井上委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

了承します。

多賀谷会長

それでは、苦情処理調査部会の委員については、その3名で構成することとします。

事務局（正木）

ありがとうございました。

なお、苦情処理調査部会の委員につきましては、本会議終了後、部会長の選任を行っていただきたいと思えます。

苦情処理調査部会における苦情処理については、平成19年度第2回情報公開推進会議における議論を受けまして、同年度第2回苦情処理調査部会において部会としての苦情処理の方針が決定されました。そこで、部会の委員だけではなく、部会に参加する旨事前に意思表示をいただいた推進会議委員にも調査に参加していただくこととしたところであります。

なお、実際に苦情案件の調査をしていただく場合には、参加いただける委員の名簿から、事前に御都合を確認させていただいた上で、苦情処理調査部会長から担当委員を指名させていただきます。

多賀谷会長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、第2期から苦情処理について弁護士の3名の方に任せるだけでなく、どういうふうに県民から苦情があがってきているのか推進会議の委員も是非その場に接した方がいいと、委員の方々にも、苦情処理部会の委員以外の委員の方々にも接していただきたいと思えます。前回、第2期の最後の方ではどうもうまく連絡がいかなくて、その委員の方々も参加しなくてもっぱら苦情処理部会だけで苦情処理をおやりになってきた。今期から、是非、推進会議委員の方も苦情処理に是非参加していただきたいと思えます。

後日、事務局から文書にて参加の意思を確認させていただきますの

でよろしく申し上げます。強制はいたしませんけれども、制度の趣旨からできれば 1、2 度は参加していただいて、どういうものか理解していただければ、肌をもって感じていただければと思います。

事務局（正木） それでは、以後の議事進行は会長にお願いしたいと存じます。

多賀谷会長よろしくお願ひいたします。

多賀谷会長 それでは議事に入りたいのですが、その前に本日の議事録署名人ですけれども、議事録の署名は伊藤委員にお願いします。

それでは、本日の議題 2「千葉県情報公開推進会議の組織・運営について」、事務局から説明してください。

事務局（齋藤） それでは説明させていただきます。

まず、資料 2 で、ページ数で言いますと 3 ページになります。この資料に基づきまして、推進会議設置の経緯や根拠等について御説明させていただきます。

内容につきましては、会長さんのごあいさつや説明の中でだいぶ説明していただきましたけれども、まず、お手元の資料「1 設置にいたる経緯」でございます。「平成 15 年 9 月 千葉県情報公開推進委員会からの提言」とございます。この推進委員会がどのようなものかと申しますと、知事の諮問機関として、平成 14 年 10 月に設置されました。その目的は、当時、大量請求、大量の異議申立て等で制度の運営に支障が生じておりました。そこで、請求者と実施機関との間のトラブルの解消・緩和、そして制度の円滑な運営を図ろうと設置されたものでございます。

その結果、請求者側の問題ですとか実施機関側の問題がそれぞれ整理されまして、その対応策を提言としていただいたものでございます。その提言の内容の一部が、この資料 3 ページの(1)の四角の中に記載してございます。この内容を確認させていただきます。

情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。二つ目としまして、申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第 1 次的判断を行うことができるようにすべきである。

という提言をいただいております。

この提言のあと、その下(2)ですが、「平成 16 年 8 月 千葉県情報公開審査会からの答申」でございます。この審査会は、制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、知事に答申又は建議する権能を持った機関として情報公開審査会がございしますが、この提言のうち、条例改正を伴うもの、制度の基本にかかわることについて知事から諮問し、答申をいただいたものでございます。その内容が(2)の四角の中でございます。

1 点目としまして、情報公開制度の在り方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関（情報公開推進会議（仮称））を設置することは、有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。

2 点目としまして、円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議（仮称）に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

という答申をいただきました。

この提言、答申を受けまして、(3)でございますが、千葉県情報公開条例の一部改正、千葉県議会情報公開条例の一部改正がなされまして、千葉県情報公開推進会議の規定が置かれたものでございます。

次に、「2 設置の根拠等」でございます。

設置の趣旨は、情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運用の改善について、県民の意見を取り入れて検討し、併せて開示請求者等から情報公開窓口での対応等に関する苦情処理を行う附属機関として設置するというものです。

次に「設置の根拠」「権能等の規定」と書いてございます。これは資料の 4 ページにその条文が出ております。千葉県行政組織条例の別表第 2 で、附属機関名として、「情報公開推進会議」、そして担任する事務が規定されてございます。

その下の別表第 3 でございますが、組織、委員の構成、定数、任期が定められております。会長と委員から構成され、学識経験を有する者 5 名以内、住民の代表者 10 名以内、任期 2 年と定められております。

その下、千葉県情報公開条例第 27 条の 2、これが推進会議の権能を定めた根拠規定となっております。手引では 83 ページに記載されてございます。ポイントだけ読み上げます。

第 1 項で、千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関、その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。

第 2 項、県民は情報公開制度の運営改善に関する意見を、推進会議に対して述べることができる。

第 3 項、開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。

第 4 項、推進会議は前項の規定による苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 5 項、推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

というような規定になっております。

恐れ入りますが 3 ページにまた戻っていただきまして、「4 具体的な活動」について御説明をさせていただきます。

(1) でございますが、制度改善についての調査審議です。情報公開制度の充実と円滑な運営のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度改善について調査審議するというものでございます。

(2) で、情報公開事務に関する苦情処理でございます。情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理するというものでございます。

それでは、この推進会議の具体的な議事及び運営に関する要領ですが、それにつきましては、お手元の情報公開事務の手引に、赤いインデックスで「推進会議要領」というかたちでお示ししてございます。222 ページになります。ご覧いただきたいと思っております。若干この読み上げをさせていただきます。

第 1 条の「趣旨」でございます。この要領は情報公開推進会議の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

第 2 条「調査審議の方法」です。会長は調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関その他必要と認めるものに行政文書の提示、資料の作成を求めるものとするという規定になっております。

第 3 条は「会議録の作成」です。

第4条でございます。「意見聴取の方法」でございます。県民は推進会議に対して意見を述べるができます。その聴取方法について規定したものでございます。推進会議は条例第27条の2第2項の規定により、意見を原則として意見書、別記第1号様式により聴取するものと規定しております。

そして第4章でございます。第5条以下は苦情の処理の規定になっています。

第5条「苦情の申出の方法」です。推進会議は苦情の申出を原則として申出書、別記第2号様式により受けるものとするということでございます。書面ですという規定でございます。

第6条「苦情の調査」。苦情の申出があったときは、苦情処理調査部会が苦情に係る調査を行うものとする。

ちょっと飛びまして、第8条の第2項です。部会は苦情の処理に関する検討を行う。

第10条で「推進会議への報告」。部会は推進会議に対して、苦情の処理に関する状況を報告するものとする。苦情については、部会で専断的に処理していただいて、その処理に関する状況を推進会議に報告していただく流れになっております。

第5章「支障事案等調査」とあります。第11条「実施機関等の報告」です。実施機関等が制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案を部会に報告しようとするときは、支障事案等報告書によるものとするとあります。これも書面主義ということでございます。県民の側は、推進会議に対して苦情の申出という制度がありまして、実施機関の側は、このような請求があり対応に苦慮していると、推進会議に報告するという制度があるということでございます。

第12条「支障事案等の調査」です。部会は請求の実態、実施機関等の対応について調査を行うものとする。

第13条第2項です。部会は支障事案等の調査の結果をまとめ、推進会議に報告するという事務の流れが規定されております。

次に、「千葉県情報公開推進会議傍聴要領」について説明をさせていただきます。1枚紙で手引に挟んでございます。よろしいでしょうか。

1の「傍聴手続」でございます。(1)会議の傍聴を希望される方は、原則として会議開始予定時刻までに会場受付で傍聴券を受け取り、事務局職員の指示に従って会議の会場に入室してください。ということ

で、手引に載っております傍聴要領のひな型ですと、傍聴にみえた方は、そこに氏名等を書いていただくという手続が示されておりますが、当推進会議の傍聴要領では、傍聴券を受け取ってすぐに入室していただくというかたちをとっております。

以上が情報公開推進会議の設置に関する概要説明でございます。

続きまして、資料の 5 ページ、資料ナンバー3 で、本推進会議の第 2 期、19 年 7 月 7 日から 21 年 7 月 6 日までの第 2 期目の活動実績について説明をいたします。

まず、「1 会議（全体会）開催の状況」でございます。

(1) 平成 19 年度第 2 回会議が 8 月 2 日に行われました。そこで委嘱状の交付、会長の選出、部会委員の指名等が行われました。また、苦情処理に当たって、苦情処理部会委員以外の推進会議委員にも参加してもらうことが議論されました。

次に第 3 回会議ですが、2 月 7 日です。苦情処理調査部会が処理した 7 件の苦情処理結果の報告等の後、開示請求が権利濫用であるとして却下した件について報告があり、窓口対応のあり方として、知事に何らかの意見を述べることとされました。

3 番目としまして、平成 20 年度第 1 回会議、8 月 26 日では、2 件の苦情処理結果の報告等の後、「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言」についての報告と質疑が行われました。この提言については後ほど説明させていただきます。

第 2 回会議は 3 月 12 日でございますが、13 件の苦情処理結果の報告等の後、平成 19 年度「情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」について報告、質疑がありました。

続きまして、「2 主な検討内容」でございます。

(1) 住民代表委員の苦情処理への参加につきましては、平成 19 年度第 2 回情報公開推進会議、これは 8 月 2 日ですが、苦情処理調査部会に部会を構成する委員以外の住民代表者委員にも参加いただく方向で議論がなされました。

その後、平成 19 年 8 月 31 日の苦情処理調査部会で、その後の苦情処理の方針が決定され、アとしまして、原則は推進会議の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任する。イとしまして、参加いただく委員は苦情処理調査部会を構成する委員ではなく、推進会議の委員として調査に参加する。ウとしまして、住民の代表者等委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行

う。エとしまして、選任は苦情処理調査部会長が案件ごとに行う。案件によっては、複数名選任する場合や選任しない場合もあるということになっております。

続いて資料の 6 ページ、(2) 支障事案についてでございます。権利濫用案件についてです。本事案は、開示請求の権利濫用に当たるとして開示請求を却下した事案です。実施機関では、対象文書が大量であるため、請求書提出時に口頭で請求対象文書の絞り込みを依頼しましたが応じてもらえませんでした。その後、行政文書目録等を添付の上、文書で絞り込みのお願いをしましたが回答は得られませんでした。

また、請求当日の開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明や、上記絞り込み等の経緯を踏まえて、請求対象文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また適正な権利行使に当たらないと判断し、開示請求を却下したというものでございます。文書の量としては、600 冊で 9 万ページと聞いています。会議では、処分自体はやむを得なかったものであるが、窓口対応について改善すべきである旨、知事へ申し入れをすることとなりました。

(3) でございます。「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言について」です。平成 20 年 2 月 7 日に開催された平成 19 年度第 3 回情報公開推進会議における苦情の申出、開示請求却下決定等の報告を踏まえて、会長及び部会長連名で知事に対し、提言書を提出しました。

その内容ですが、アとしまして、苦情の申出及び開示請求を繰り返す人物の考え・主張をきちんと聞くなどして、県の行政遂行に理解を求める方法について検討する必要がある。イとしまして、窓口での対応を巡ってトラブルが発生しかねないので、窓口での対応マニュアルを再度見直し、トラブルを未然に防ぐこと。ウとしまして、濫用的請求を理由とする却下は、仮になされるとしても極めて例外的になされるものでなければならない。また、県民の情報公開制度に対する誤解や不満を事前に防止し、制度の趣旨・運用について理解を求めること。というものでございました。

その後の提言に対する実施機関の対応事例としましては、アとしまして、苦情処理調査部会が苦情事案の処理に当たって、申出人から直接意見を聞くべく照会いたしました。これは大量請求をした方とは別の方でございますけれども、苦情案件でございます。文書により回答がございまして、この方は「情報公開とは、不正を抑制するためのもの

のと思っています」との回答があり、苦情を繰り返す意図が確認できたとして、再度の照会等を行わない旨を確認いたしました。イとしまして、「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成しました。ウとしまして、県職員に対する情報公開制度の説明会を実施するというところでございます。

続きまして「3 苦情処理の状況」、7 ページをご覧いただきたいと思えます。苦情処理制度は、制度の運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等から、トラブルに発展した結果であると見ることができるとの指摘から設けられた制度でございます。苦情処理については、推進会議の委員の中から法律的知识や紛争処理に係る専門知識を有する3名の委員で構成される苦情処理部会が担当し、検討の結果、問題があると認めるときは、実施機関に対し問題点を指摘し、是正に関する意見を通知することとしております。なお、情報公開推進会議の議論から、部会委員以外の委員についても、参加の意思表示をいただいた委員にも参加していただいております。

平成19年度の苦情の申出は16件で、これは調査を終わって処理済みでございます。平成20年度は25件です。これも処理を終わってございます。平成21年度は現在2件の苦情でございます。できるだけ早く、この2件につきましては、委員の皆さまの御協力を得て調査を進めたいと考えております。

平成19年度の処理結果は、ア 是正を求めたもの1件。その内容は、実施機関が補正を求めたが、その回答を求めるまでの期間の設定が通常2週間ということでございますが、十分な期間でなかった、この点を改めるべきであるというものでした。イとしまして、不適切な点がなかったものが12件。他制度で処理されるべきもの2件。エとしまして、取下げ1件です。これは決定通知書の記載誤りについて謝罪の上、訂正した結果、取り下げられたということでございます。

平成20年度の処理結果でございますが、ア 実施機関へ是正を求めたもの6件。その内容は、一つとして、補正を求める際に適切な情報を提供し、文書特定の援助をしなければならない、それが欠けていたということです。2点目としまして、文書を保有していない場合の理由として、行政文書を作成していないとの説明だけでは不十分であるというものです。3点目として、補正を求めた書面に実施機関の連絡先が記載漏れ。是正すべきであるということです。4点目として、開



示請求に対する実施機関の決定に複数の訂正・追加決定等がなされている点は不適切であるというものです。5点目としまして、実施機関から審査会への諮問標準期間30日以内を守ること。これは要綱で定められている30日の標準期間でございます。6点目として、実施機関の決定通知書に（案）と記載したまま、開示請求者に公文書を発出したことは、訂正手続をとったとはいえ、不適切であるというものでございます。イとしまして、不適切な点のなかったものが18件。推進会議へ報告されるべきものとされたもの1件となっております。これは具体的な不満というよりも、推進会議に関する要望というふうにみなされたものでございます。

以上が苦情処理の概要でございます。議題2の推進会議の組織運営等に係る説明でございます。

多賀谷会長

はい、御苦労さまでした。

それではそこまでにつきまして、何か御意見あるいは御質問等ありましたら、どうぞ。

澤田委員

澤田です。一つ目は、住民の代表委員の苦情処理への参加。これは5ページの下のほうにございます。これは結構ですが、最近はいろいろな所で住民参加という考えが出ております。これは相当な理由があってそうなったんだろうと思うんです。ここを見ますと、前回から、部会を構成する委員ではなく、推進会議の委員として調査に関与すると書いてあります。ここの委員会も、裁判員制度ではありませんけども、部会構成委員だけでなしに、これはいろいろ都合を聞いての上でございまして、調査処理はここに「最終的な議決・判断は苦情処理調査部会委員がする」となっておりますが、もう一つ進むことはできないか。都合の悪い人はしょうがないかもしれませんが、調整することはできないですかという提案でございます。

多賀谷会長

要するに、苦情処理部会に、この推進会議のメンバーがより積極的に参加すべきであるということですね。全体として、方向として、参加していただける方がいらっしゃれば、当然、参加していただくのですが、本来ならば、苦情処理部会による苦情の処理は、推進会議の名前においてやっているわけですから、推進会議が自ら苦情にタッチをするということは当然です。ただ、これだけの人数の方が苦情処理に毎回出てくるということは無理なので、専門部会の方でやっていただく。したがって、今、委員の方が御発言になったように、推進会議のメンバーが苦情処理部会に参加されることは、義務とは言いませんけ

れど、大いに歓迎いたしますので、そういうかたちで参加していただければ。

ただ、いずれにせよ、苦情処理部会による処理の在り方については、推進会議全体の責任でもありますので、最終的には推進会議で報告していただいて、そこで最終的に確認するというかたちです。しかし、推進会議の名前においてやるということは、推進会議のメンバーが実際にそこに参加したほうがいいといえますか、要するに1期目を終わったところで、推進会議があまり知らないうちに苦情処理部会で全部やっているのは、苦情処理部会の方々に申し訳ないし、推進会議の方もやはり責任があるということで、参加する仕組みをつくった。2期目の時には、菅野さん、それなりに参加いただいていますよね。

菅野委員

そうですね。

澤田委員

ありがとうございました。もう一つ、最終的な決議判断は苦情処理調査部会がして、調査部会を構成しない委員はそういうことはできませんと。これはいかがですか。

多賀谷会長

これは仕組みとしてそうならざるを得ないと思います。というのは、苦情処理部会は苦情処理部会としてというのではなくて、推進会議の意を受けて決定をするわけです。そこでその苦情処理部会の決定といえますか、苦情処理方針というのは、推進会議に報告されたところで最終的に決まるわけですが、そのところに一部の推進会議の委員の方が入って、そこで法的に決定権限を行使するというのは、それは一部で決定するということになりますので、やはりそれは一応、苦情処理部会が差し当たりの決定権限を持ち、当然その場において、苦情処理部会の委員ではない推進会議の委員の方が参加していただいたら、その委員は当然御意見を出していただくということになりますし、その意見は苦情処理部会の決定に事実上反映すると思いますので、法的には、参加してそこで決めるというわけには、たぶんいかないんじゃないかと。

澤田委員

それだったら、最終的な決議判断は苦情処理調査部会が行うと書かなければいいんじゃないですか。なぜこんなことを言うかといいますと、ここで言うておられますように、法律の専門家、法律に詳しい、それから調査手法が優れているからということで挙げられましたよね。そうでない住民代表も入れましょうという精神からいきますと、どうして議決・判断までいってはいけないんですか。そこでいったんそういう部会の判断をして、それで推進会議にまたかければ、何も問題は

ないでしょう。

多賀谷会長  
菅野委員

どうですか、菅野さん。

今の方の意見なんですけど、とりあえず従前の経過を申し上げて、それで議論をしていただきたいんですが。

先ほど御説明がありましたけれども、情報公開推進会議はまず条例上、27条の2だと思いますが、苦情の処理を受け付けましょうと。それで苦情処理部会というものを、千葉県の行政組織条例に基づいて設置をしたと。そうすると、苦情が情報推進会議に申し立てられたときには、調査部会の調査委員が担当して処理をします。その苦情調査部会にそれじゃ誰になるかという、先ほどの3名が一応なると。そこまでは問題がないと。

それで従前、1期目は3名だけですべて苦情処理の調査をして結論を出していました。ここに今日報告していただいた5ページ目を見ていただいたらわかりますが、2期目の19年、20年は、全体会議って年に2回しかやっていないんです。そうすると、皆さんせっかく委員になられたのに、年に2回ここへ来て2時間とか3時間会議をして、それで1年間が終わってしまうと。

それではあまりにも、せっかく参加をいただいているのに、いろんな問題について会議をしていただくということができないから、できれば苦情処理があったときには、部会で処理をすることになっているけれども、部会の調査委員と一緒に1名の方に参加いただいて、2名で調査をしましょうというかたちで、19年からやるようになったんです。それで実際に調査に加わっていただいている案件が現実的にあります。

それから申立てが非常に繰り返しになって、わざわざ調査に参加をいただく必要がないという案件もありまして、現実的には、後で報告がありますけれども、最近の事例というのはそういうふうになって、せっかく調査に参加いただくことにしたのに、3人の調査委員だけで、15件ぐらいの処理をこの間したというような実態になっています。

ですから、もし今の委員の方の御意見であれば、苦情調査部会そのものの組織を違ったかたちにしないと、結局、調査だけをしなさい、それであとは推進会議で決定しますよとか、そういうふうにするのであれば分かりますけれども、私が誤解をしているのかもしれませんが、要するに苦情調査部会に調査委員以外の方が参加をして、一緒に調査

をして、決定権まで持たせるというふうに僕には聞こえたので、それはやはり組織運営上、もしそうであれば、違ったかたちに苦情処理調査部会というのを編成しないとできないんじゃないですか。

そっちのほうがいいよと言うんだったらそれはそれでいいんだけど、ただ1名の方に参加いただいて、調査委員と1名の方で決定するというのはむしろおかしいので、そうであれば、むしろ調査だけを苦情処理調査部会がして、決定は推進会議ですべきだというのであれば、それなりに私も理解できるし、それはそれで一つのやり方だろうと。

ただ、苦情調査がそうになると、年に2回ぐらいしか全体会議が行われないので、非常に遅れてしまうんですね。それでもやむを得ないということであれば、それはそれでいいんですけども、そうでなければ、やはり最後の決定のところに、3名の委員のほかに、調査の参加をしていただいた推進会議のメンバーが加わって評決をするというのは、ちょっと組織運営上はできないんじゃないかと私は思っている。

ただ、現実の話として、調査に加わった方と意見が違って、委員だけ3名で多数決でやったという事例はありません。現実的には、調査に加わった方も、こういう意見でいいんじゃないですかという意見を言われて、それが調査部会の意見になっていると。それ以外のかたちで決定がなされたという事実はありません。ただ、制度としてどうかという問題だと、今のような調査部会というものがある限りは、やはり調査部会で決定するというところは、やむを得ないのかなと思っています。

澤田委員

もう1回言います。最終的な議決・判断は苦情処理調査部会です。その構成メンバーなんです、一般の推進委員さんは。だから二人で「調査結果はこうだったね」と、そういうことで、法律的知識とか紛争処理に係る専門的知識をお持ちなんですから、それをやっぱりきちんと説明をしていただいているんじゃないですか。

私が言っているのはそうじゃなくて、参加するというかたちをとって、これはなれ合いじゃないんだよと、しっかり一般の推進委員も入っているんだという実態を担保するための意見を申し上げているので、そんなほとんど例外的なようなことは言わない。どうしても二人で意見が合わなければ、それはしょうがない。そのときは推進委員会で決めるよりほかないでしょう。じゃ何ですか、部会で二人で仮に構成して、意見が合わなかったらどうするんですか。だからそこまでの話をしていないんです、私は。

菅野委員 3人の調査委員で決定、要するに調査部会3人で、もちろん理解されているかもしれませんが、決定するのはあくまでも3人の調査委員が部会を開いて決定して、その担当の調査委員と推進会議の方が調査に加わって、それを調査部会を開いてそこで報告してもらうわけですよ。そこで決定をするというだけの話。だから二人で決定するみたいなことはないんです。

澤田委員 それじゃなお、実態に合うように申しましょう。3人の方々が調査会のメンバーになっていますね。それで調査会構成は3人でやっておられる。それに調査をする者がほかに加わって、それで4人、5人、6人ぐらいになるかもしれません。あるいは4人になるかもしれない。構成しているのは3人で、調査に一人が加わって4人ですね。これは裁判員制度も全く思想は同じなんです。そういうふうに、段々と市民参加というふうなかたちに変えていかなければ、この推進会議も、もっと民主的だということを担保できないんじゃないですかと言っているんです。

多賀谷会長 菅野さん、今は専門部会は、決定するときは弁護士の3人の委員の方だけおやりになっているんですか。

菅野委員 もちろんそこにいらっしゃるんですよ、調査の方も。

多賀谷会長 調査の方もいらっしゃるんですね。

菅野委員 会議にはいるんだけど、最後の決定、評決、別に否決しているわけじゃないんですけど。

多賀谷会長 ただ、ヒヤリングをやるというか、調査のときには1名1名でやることが多いのですか。

菅野委員 そうです。2名の方で調査はされる。その調査を3名の全体会議で報告していただくわけです。

澤田委員 報告だけですか。

菅野委員 報告だけです。

澤田委員 じゃあ一人ないし二人で決められるんですか。

菅野委員 報告をして、その3人だけで決めているという話なんです。

多賀谷会長 ちょっと議長の権限で、この話は重要な話だと思うし。

澤田委員 重要な話ですよ。民主主義を担保する話を言っているんです。

多賀谷会長 重要な話だと思いますし、私が冒頭申し上げましたように、今後この推進会議をどうするかについて、会議の在り方にもかかわる問題ですけれども、やはり前提として、今の運営について新しい委員の方々が実際に参加されていないので、これは継続案件にさせていただきた

と思います。一応参加していただいて。私も何らかの改正が必要だと思っておりますので、それについて、できれば1年以内に制度の見直しをするというふうにさせていただきたいと思っております。

井上委員

それに関連して、今の委員の方の提言というのは、この手引の222ページ以下に、「推進会議の議事及び運営に関する要領」というのがあって、「要領」というのがどういう性質のものかというのはちょっとよくわかんないんですけど、そこに部会がどういうことをやって、どういうふうに意見を出すかということが定まっているわけなので、今の御意見は、結局この要領を変えるなら変えるという話になっていくんだらうということだと思いますので、その点だけ一言付け加えたいと思っております。

多賀谷会長

要領はあくまで要領ですから。運営要領ですから。どうぞ、何か。

澤田委員

それと似たようなものが、ほかの条例のところでも幾つか出てくるんです。それをやると、また時間がたちますので、ちょっとこれだけに。また次回申し上げます。

多賀谷会長

はい、分かりました。それではその他御意見ございませんでしょうか。

よろしければ、次に議題3の「開示請求等運用状況について」、説明をお願いします。

事務局（齋藤）

それでは議題3の運用状況について、資料の4、5で説明させていただきます。ページで言いますと9ページになります。よろしいでしょうか。

本県の情報公開制度の沿革につきまして、簡単な表にしたものが9ページの資料でございます。昭和63年10月に、千葉県公文書公開条例の施行からスタートいたしました。そして平成13年の4月に情報公開条例、現在の条例が施行されました。なお、この施行に併せまして、行政資料有償頒布実施要綱であるとか、県政情報の公表に関する要綱が併せて施行されました。その後、情報公開推進委員会の提言、情報公開審査会の答申をいただいた上で、平成17年4月に条例の一部改正をいたしまして、現在に至っているというものです。平成17年4月から、条例に情報公開推進会議の規定が置かれました。これが27条の2でございます。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。

まず(1)でございますが、開示請求件数の推移でございます。平成9年度、10年度、11年度、このあたりは非常に多くなっておりま

して、平成 9 年度は 38,409 件、10 年度は 43,625 件、11 年度は 48,342 件という開示請求になっております。その後は大体、1 万ないし 2 万というようなかたちで推移しております。また、請求者数にあつては、平成 9 年度、10 年度、11 年度は、150 から 175 人程度になっております。現在は実員ですけれども、300 人から 350 人ぐらいとなっております。ちなみに平成 20 年度は 335 名であったと思います。

次に (2) 実施機関別請求件数でございます。平成 9 年度から 15 年度までは、教育委員会への請求件数が多くなっていますが、平成 16 年度から知事部局への請求が逆転し、現在は知事部局への開示請求が大部分を占めております。

次に (3) の請求件数及び開示等の実施状況でございます。請求に対し、開示決定等をした割合が示されています。なお、項目で不存在等についてですが、平成 12 年度までは、文書を作成していないとか、もう廃棄してしまつて文書を保有していない場合には、この不存在等に含めておりました。しかし、13 年度以降は現在の条例になりましたので、文書を持っていないとか、廃棄してしまつてない場合は不開示のほうに整理されております。条例 12 条第 2 項でございます。ただし、13 年度、14 年度に数字が若干残っていますけれども、これは 12 年度以前に請求された件数が非常にたくさんあつたわけで、その処理の関係が若干残っております。

また、却下の欄ですが、13 年度から 18 年度までは、請求があつた文書が、既に文書館等で閲覧できる場合であるものですか、ほかの制度で閲覧できますという場合の件数を記載しております。また、19 年度から 20 年度までは、補正要求をしても文書が特定されるように補正がされなかつた場合に却下処分にした件数が加わつた数字でございます。この取り扱いをするようになりましたので、若干件数が増えております。

次に資料 11 ページをご覧ください。(4) 請求件数の各県の比較表でございます。関東近県での開示請求件数はどうなっているかを比較したものでございます。千葉県の開示請求件数は多い方になっております。例えば平成 9 年度で見ても、千葉県が 38,409、茨城が 10,461、栃木県が 76,537、群馬県が 2,411、埼玉県が 21,141、東京都は 1,812、これは東京都はカウントの仕方が違いますので、単純比較はできません。神奈川県が 6,281 ということです。

次に 20 年度を見ていただきますと、千葉県が 23,979、茨城県が

5,092、栃木県が 9,447、群馬県が 12,133、埼玉県が 14,387、東京都は 5,833、神奈川県が 14,368 ということでございます。

次に、「3 不服申立ての状況」について説明します。(1) でございます。不服申立て事案の推移についてでございます。平成 9 年度から 12 年度まで、1,000 件単位で不服申立てがありました。その後沈静化していますが、現在は 200 から 300 件の間で推移しています。

次に、(2) 本県における不服申立ての処理の状況です。この表の一番右の欄ですが、「当該年度の処理件数」というところをご覧ください。平成 15 年度の処理件数が 3,072 件、平成 16 年度は 7,107 件とあります。この大半は不服申立ての取下げによるものでございます。これは情報公開推進委員会や情報公開審査会の議論を経た上での取下げ、請求者と実施機関との話合いで取下げに至ったものでございます。運用状況は以上です。

次に、資料 13 ページをご覧くださいと思います。資料ナンバーでは 5 番でございます。本県の情報提供の状況について示してございます。県では、いわゆる開示請求による情報公開だけでなく、請求される前に情報を積極的に提供していきましようという制度を設けています。

1 点目として、「県政情報の公表について」ですが、県の基本計画や主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、文書館においてその情報を公開していくというものです。平成 20 年度の公表資料は 1,836 件となっております。

なお、各部の代表的なものを 14 ページに一覧表にして、事例として挙げております。例えば一番上の総合企画部ですけれども、206 件とありますが、その内容としましては、『ちば 2008 年アクションプラン』の策定について」であるとか、「知事交際費執行状況」であるとか、「平成 21 年度千葉県三番瀬再生計画の策定について」というようなものを積極的に公表しています。

もう一度 13 ページにお戻りいただきたいと思います。「2 行政資料有償頒布について」でございます。「行政資料有償頒布実施要綱」を制定しまして、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売しております。平成 20 年度の頒布状況ですが、483 種類の行政資料を頒布対象としております。実際には、312 種類についてお買い上げをいただきました。この主なものが 15 ページに記載してございま



す。これで見ますと、20年度で一番お買い上げいただいたものが「千葉県職員録」です。2番目として「防災誌『元禄地震』」、それから「開発許可制度の解説」などとなっております。

以上が開示請求等の運用状況の説明でございます。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。ここまで何か御意見や御質問等ございますか。はい、どうぞ。

奥住委員

13ページですけれども、ホームページ上で、ファイル数で20万を超える登録情報があるということなんですが、これはどのくらいの期間残しているのか、あるいは残すという方針になっているのか。例えば5、6年たったらなくなっちゃうとか、見れないとか。実際いろいろな調査をしていると、前あったものがなくなってしまっているというのがあるんですが、どのくらいきちんと残しているのか、どういうルールでやっているのかというのを確認させてください。

事務局（齋藤）

今、手元にその資料がございませんので、ちょっと御回答できません。申し訳ございません。

多賀谷会長

文書ですか。文書は保存年限と合わせているというわけではないの。

事務局（和田）

行政文書については保存期間が規則で定まっておりますけれども、今お尋ねのホームページのファイルについては、そこはまた別でございますので、規則事項にはなってございませんので。このホームページについては、私どもの課で管理しているものではございませんので、今手元にはちょっと資料がないということでございます。

多賀谷会長

じゃ後ほど調べて調査しておくということで、よろしいでしょうか。そのほかございませんか。はい、どうぞ。

澤田委員

資料4の11ページでございます。いったん請求件数が減ったと思われたんですが、19年には減っておりますね。20年にはまた増えた。この差は何なのか。それが一つ。

それから10ページの実施機関の部局別で、知事部局の20年と19年。この差は何か。9,000と19,000。

それともう一つ、どうして千葉県がほかの県と比べると請求件数がこんなに多いのか。何倍、すごいですね。これは一つは県民に対する不信がまだまだあって、請求をしてみようというのか、それとも千葉県がものすごくオープンにして、どんどん請求をしてくださいと言ってPRしたのか。そのへんの分析をお願いします。

多賀谷会長

これは誰が答えますか。まず事務局から答えられる範囲で、最初と二つ目は共通でしょうけど、なぜ1万件増えたのかという、どういう

請求があるか。

事務局（齋藤） 知事部局の19年度と20年度のこの1万件の差ですけども、これは20年度に恐らく新聞社関係で、1件で7,000件ぐらいの文書が特定されたということがあって、20年度がそうになっています。

澤田委員 1件で7,000というのが、よく私は理解できません。どういう意味ですか、1件で7,000件というのは。

多賀谷会長 カウントの仕方はどういうふうに行われているんですか。

事務局（齋藤） 文書数です。

澤田委員 それは全部件数どおりなの？

事務局（齋藤） そういうかたちでやっております。

澤田委員 じゃ1件じゃなくて7,000件というかたち。それは新聞社が1社ですか。

事務局（齋藤） 1社ということですよ。

澤田委員 それで件数が7,000件ですか。

事務局（齋藤） 文書は特定されるのが7,000件ということになります。

澤田委員 それは新聞社1社ですか。内容を教えてください。どこの新聞社かは言わなくていいですけど、どういう内容のものが7,000件出たんですか。分からなきゃ後日、期日を切って教えてください。いい加減なことは言わない方がいいよ、後で分かるから。

多賀谷会長 担当者が話してください。

事務局（小高） 担当の小高と言います。よろしくお願いたします。これは新聞社の方から、国庫補助金の需用費の内訳に関する御請求がございまして、それに対しまして支出負担行為伝票に添付されている請求書が特定をされまして、開示になったんですけども、それが6,474件ということで、これが大きな原因になって1万件伸びたということでございます。

多賀谷会長 複数の新聞社ですか。

事務局（小高） これは1社だったと思います。

多賀谷会長 1社による大量請求ということですか。

事務局（小高） そうです。各農林水産部の出先とか県土整備部の方に出先の方にそれぞれ対象の文書がございましたので、このような6,400件というような件数になったということでございます。

多賀谷会長 それは数え方ということで、要するに一人が請求したときにそれを1件と数えるか、それとも複数の文書を請求した場合には複数と数えるかということですけど、千葉県の場合、ほかの多くの自治体がそうなんですけども、後者の方式を採っているんで、一人が大量請求する

と、全体としての件数が増えるということになっています。

柳瀬委員

大量請求ということじゃなくて、一つの事案に対して、その事案にぶら下がっている公開すべきものが6千幾つあったということでしょう。各部局にまたがっているからそれだけ多くなってしまったと。

多賀谷会長

何々に関するすべての文書という感じで請求しているんですね。

事務局（小高）

おっしゃるとおりでございます。請求書は1枚でしたけれども、対象になるものが非常に広範にございましたので、結果として6千4百幾つになったということでございます。

澤田委員

濫用とは言わないんですか。対応できるんですか。

多賀谷会長

實際上、どこの自治体もそういうかたちで請求されて、膨大な経費と労力を使って対応しているのが事実で、それを濫用とは今のところ言っていないと。

澤田委員

閲覧にはなるんですね。請求というと、閲覧にもくるんですね。

多賀谷会長

要するに閲覧と言いますか、開示するかどうかを決めて、そして現実に見せるというかたちでも、それも開示に当たります。その場合には複写料金がないですから、ただで見ることができます。實際上そうなりますね、恐らく大体は。

事務局（小高）

この場合は写しを。

多賀谷会長

一応7,000件写しを。

事務局（小高）

取られて、分析をされたと聞いています。

澤田委員

7,000件をどこで取るんですか。

事務局（齋藤）

それぞれの実施機関の担当課でやるということになります。

多賀谷会長

千葉県の場合、情報公開に関する経費が年間どれくらいかかっているのか。億かかっていますか。

事務局（齋藤）

各所属で作業する分まではカウントしていませんけども、センターの運営費だけでも1億円ぐらいかかります。

多賀谷会長

人件費と複写費と。それから後者の方の質問はどうしますか。私が答えますか、あなた方が答えますか。

事務局（齋藤）

他県と比べて。

多賀谷会長

他県と比べてなぜ多いか。

澤田委員

いや、議長が答えちゃ駄目でしょ。そういうことをするとなれ合いと言われますよ。

多賀谷会長

いやいや、事務局の方が答えられるかどうかということ。

澤田委員

だから答えられないのは後日で。

事務局（齋藤）

他県と比べて多い理由でございますけども、これは請求が多いとい

うことです。例えば先ほどの資料の中でお示ししていますけど、実人員というのは335名でございます。こういう方が請求をしているわけです。一人1件であれば335件ですけども、その請求した内容が行政文書の特定で、例えば10件20件とかあれば、その分だけ件数は増えます。そういうことなんです。

その情報というものをどういうふうにイメージされるかということで、ボリュームを表すという意味で、文書件数でやっているんですけども、一つの文書件数だって、例えば設計図書なんかで言えば、何千ページというようなページがあるわけです。1件の開示請求でそれを特定して開示する場合には、その何千ページについて非開示情報をすべてマスキングしたりして、そういう準備をして整った段階で、初めてご覧くださいというかたちになりますので、その費用とか時間と労力というのはものすごいものになっています。

多賀谷会長

よろしいですか。私が言おうと言ったのは、別になれ合いというわけではなくて、この間の事情について、そもそもこの推進会議ができたことにはなうんですけども、先ほどの資料を見ていただければ分かりますように、9年、10年、11年あたりから、教育委員会関係の開示請求が非常に多い。それがほかの県との違いだろうと、この千葉県において多いことの。それは教育委員会に対してやはり開示請求をしたいといいますか、そういう背景があって、それでこれだけ請求があるという、そういう特殊事情があるということです。

それが正にこの推進会議ができた理由で、途中で不服申立ての取下げがありました。そこで一応その教育委員会に対する請求にかかわる問題が部分的に解消して、完全に解消したわけではないですけど、要するにこういう状況になったという、その説明をしたいという、それだけのことです。それは事務局からは説明しにくいだろうということで、私が説明をしようとしたわけです。

澤田委員

それは事務局で当然しないといけない。

多賀谷会長

いや、事務局は当事者ですから、その部分においては。

澤田委員

それくらいのことは説明しないと、主管課じゃないです。

事務局（齋藤）

先ほどの説明の中で、一応は説明させていただいたつもりだったんですけど。調整を図っていただいたということで。

澤田委員

要するにここを見ますと、11ページです、関東の各県の件数というのは、びっくりしましたけども、聞いてみるとカウントの仕方がちょっと違うのかもしれない。

多賀谷会長 東京都以外は共通だと思う、恐らくカウントの仕方は。東京都だけ違うんですね。

澤田委員 ありがとうございます。

多賀谷会長 よろしいでしょうか。以上が前半の概略ですけど、これから、より内容的にちょっとしんどい苦情処理部会の話に入っていきたいと思えます。もう1時間半以上たっていますけれど、これ自体ちょっと長くなるので、申し訳ないが引き続きやらせていただいて、もう30～40分したところで、苦情処理部会の報告の途中で一度休憩を入れさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは報告をお願いします。

事務局（齋藤） それでは議題の4の説明に移らせていただきます。資料では、資料ナンバー6の17ページ、18ページからになります。18ページから23ページまでの苦情の処理事案の15件と、24ページの未処理事案2件の一覧表、それから25ページから52ページまでの各事案の処理結果通知書等で構成されています。これが苦情処理の調査の結果資料でございます。

18ページからの一覧表をご覧くださいとお気づきと思いますが、苦情申出人の欄に、ずっとBと記載されております。これは同一の方による苦情であることを示すものでございます。20年度において苦情を申し出られた方の実数は、全体で2名でございます。今回処理結果の報告をさせていただく案件は、すべてBさんからの苦情となっております。初めての委員さんもいらっしゃいますので、少し説明させていただきます。

このBさんからの開示請求の多くは、行政が何か不正を行っているといった前提に立った内容となっております。実施機関としては対象文書の特定に苦慮しております。Bさんに開示請求の補正を求めるといった対応をとらせていただいているところでございますが、Bさんはこの補正の求めに対し、補正要求権の濫用であると主張され、多くの苦情の申出に至っております。これが一応前段の説明ということでございます。

では、この一覧表で原則的に説明させていただきますが、必要に応じて通知書等を確認する方法をとりたいと思えます。資料の18ページをご覧ください。

苦情の20年度の11番でございます。申出人はBさん、平成20年12月26日の申出でございます。実施機関は知事（保険指導課）が担

当課でございます。ちょっと説明させていただきますが、この本件苦情にかかわる開示請求は、平成 20 年 11 月 22 日付け、20 年度の 593 番でございます。開示請求書で、内容は、鋸南町役場にて平成 20 年 11 月 27 日実施の千葉県健康福祉部保険指導課の国保法 4 条に基づく保険指導において、鋸南町が国保法施行規則 32 条の 9、同 10 の規定と同じ補正方法での所得割料率・資産割料率を算定せず、国保料の水増し請求や、国保基盤安定負担金や、国保財政調整交付金や、退職者医療療養給付金の不正請求を隠ぺいしようとしていることがわかる一切の書類、この後まだ続いています。このような開示請求を町に第一にしまして、その文面を県の開示請求書に添付いたしまして請求に及んだものでございます。実施機関では、補正手続をした後も行政文書の特定ができず、21 年 1 月 6 日付けで却下処分をしています。異議申立てはございません。

それでは苦情の内容ですが、一覧表の 18 ページの内容のところを読ませていただきます。鋸南町の国保料の水増しの事実がわかる行政文書の隠ぺい。開示請求すると国保法の該当条文が理解できない職員を担当者にして、補正要求をし、却下しようとしている。補助金適化法の適用がある国が鋸南町に交付していた平成 16 年度までの国保基盤安定負担金の不正受給を担当課職員が鋸南町と一緒に隠ぺいし、あと 1 年で全部消滅時効になるからと、開示請求はすべて却下し続けている。情報公開センターも隠ぺいに加担しているようだというものでございます。

それでは 25 ページをご覧ください。苦情処理調査部会では、実施機関の保険指導課及び情報公開センターも加担しているようだと記載があることから、政策法務課に対しても調査を行いました。前段は今説明してございますので、「3 処理結果」(1)アの(ア)から(ウ)でございますが、保険指導課では、国保料の水増しや不正請求を隠ぺいという事実を確認していない。また、本件請求の内容では、行政文書の特定が困難であることから、補正を求めたものであるとの説明がございました。

また、26 ページのイの(ア)から(オ)で、政策法務課は、行政文書開示請求書に記載誤りや不鮮明で読み取れない部分がある場合は、請求者に確認の上、担当課(所)を記載し、公開主管課を經由して速やかに担当課(所)へ送付しているとの回答がありました。

調査結果を要約しますと、申出人は、実施機関が鋸南町の国保料の

水増しの事実がわかる行政文書を隠ぺいし、開示請求すると国保法の該当条文が理解できない職員を担当者にし、補正要求を却下しようとしていると主張します。

調査の結果でございますが、今回の補正の求めは、保険指導課において本件請求に係る行政文書を特定することができないため補正を求めたものであり、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。また、申出人が主張する行政文書の隠ぺいという事実は確認できず、実施機関の主張に不適正な点は認められなかったというものでございます。

続きまして 18 ページ、20 年度 12 番の苦情でございます。申出人は B さん、申出日は平成 21 年 1 月 9 日でございます。実施機関は知事（政策法務課）でございます。若干補足しますと、開示請求は 20 年度の 610 番の開示請求です。平成 12 年度以降に、千葉県知事名で補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に係る不適正（不適切・違法も含む）なことに関して、国へ提出したてん末書（始末書、そのたぐいの文書も含む）というような開示請求をなさっております。

一覧表で苦情の内容を見ます。担当課を特定せず、センターで不開示決定。県職員に不都合なことは開示請求してもきちんと対応せず隠ぺい。会計検査院が補助金適化法の不適切な使用の補助金調査をしているが、過去の不適切（不適正・違法なものも含む）なことがあったことを隠ぺいするため、担当課から回答させようとしません。何回も請求させられているというものでございます。

資料の 27 ページをご覧ください。「3 処理結果」(1) から (3) を要約いたします。よろしいでしょうか。申出人は、実施機関が過去の不適切、不適正及び違法なことがあったことを隠ぺいするため、きちんと対応せず、担当課（所）を特定せず、政策法務課で不開示決定をした。何回も請求をさせられていると主張する。

実施機関は、開示請求に係る行政文書を保有する担当課（所）を調査したが、該当する行政文書を保有している担当課（所）がなかったため、情報公開に係る事務の総合調整に関することを分掌事務とする政策法務課を担当課として、開示決定等に係る事務を処理した。開示請求に係る行政文書を作成し得る、又は当該行政文書に係る事務又は事業の主体となっている本庁の各課・局・室等、及び出先機関は多数あり、そのいずれかを担当課（所）とすることはできないと認められ、調査の結果、請求に係る文書を保有する担当課（所）はなかったとい

うものです。政策法務課をやむを得ず担当課（所）として、開示決定等に係る事務を処理したというものです。

28 ページ（3）の調査部会の結論では、この場合、担当課（所）を特定できないので、担当課（所）を政策法務課とし、事務処理を行ったことは適切な事務処理であった。また、実施機関が類似の開示請求に対して同様な事務処理をしたことは適正であるとの結論でございました。以上 が 12 番でございます。

続いて 20 年度の 13 番でございます。18 ページ、20 の 13 をご覧ください。申出人は B さんです。苦情申出日は平成 21 年 1 月 9 日、実施機関は知事です。保険指導課が担当課です。開示請求は 11 番の開示請求と同じ 593 番でございます。まず一覧表から苦情の内容でございますが、補助金適化法違反が明らかとなった事実を隠すため、補正要求権の濫用をし、却下通知。同一内容を監査委員に請求しても、補正要求はないし、不開示決定の回答であるのに違う対応をしている。鋸南町が平成 16 年度まで国から国保保険基盤安定負担金の不正受給（補助金適化法違反）をしていた事実を平成 15 年度から隠ぺいしてきたため、隠ぺいを続けているというものでございます。

資料の 29 ページをご覧くださいと思います。「3 処理結果」(1) から (3) を要約させていただきます。申出人は、実施機関の補助金適化法違反が明らかとなった事実を隠すため、補正要求権の濫用をして却下したと主張する。調査の結果、今回の補正の求めは、保険指導課において本件請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであり、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。また、申出人が主張する補正要求権の濫用という事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

開示請求書の記載内容から、開示請求する行政文書の件名又は内容が明確でない場合には、県民の行政文書を開示する権利を確保するため、実施機関では補正を求めています。開示請求者においても、開示請求に記載する文書の文言の趣旨を明らかにして開示請求を行うとともに、実施機関が行政文書を特定できないため補正を求めた場合には、行政文書の特定に協力を願うものですとの意見を付けて、そういう結論でございました。

なお、監査委員からは、監査委員が所掌する事務から、監査委員が開示請求に関する行政文書、国保法に関する取扱いというようなことですが、その行政文書を保有していないことが明らかであり、補



正を求めなかったものであるとの説明がございました。以上が 13 番でございます。

続いて 19 ページをご覧ください。苦情 14 番。申出人 B さん、苦情申出が 21 年 1 月 16 日、実施機関は知事(保険指導課)でございます。開示請求は 20 年の 640 番でございます、不存在による不開示決定通知書の誤記に対する苦情でございます。この 14 番は、今回の調査の中で是正通知を出した、ただ 1 件のものですが、概要は、①として、平成 20 年 12 月 11 日、「私」、苦情申出人ですけれども、から県保険指導課〇〇さんとの電話で、〇〇さんが「国保法施行規則 32 条の 9 に、補正係数について条文にない」とすぐわかる嘘をなぜつかなければならなかったのかがわかる一切の書類、②として、平成 20 年 11 月 27 日、私から保険指導課のファクシミリにファックスで送付した書類がなぜないのかがわかる一切の書類というものでした。

苦情の内容でございます。内容欄を読みます。行政文書不開示決定通知書(案)を発行。嫌がらせ。故意に「(案)」を付け、千葉県知事印まで押印し、異議申立ての理由にならないからと、嫌がらせを公然としたというものです。若干補足しますと、本件苦情は、平成 21 年 1 月 13 日付保指 2494 号の行政文書不開示決定通知書である公文書、知事印を押印したものですけれども、この文書に起案決裁時に用いる(案)と記載したまま、本件申出人に発出したことに対する苦情でございます。

資料の 31 ページをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。「3 処理結果」(1)から(3)を要約いたします。申出人は、実施機関が行政文書不開示決定通知書に故意に「(案)」を付け、嫌がらせをしたと主張する。調査の結果、実施機関は本件記載の訂正を行っていること及び再発防止に努めていることが認められ、申出人が主張する実施機関が本件記載を故意に行ったという事実までは確認できず、実施機関が誤って記載したと認められる。しかし、実施機関が行政文書開示請求管理システム、これは千葉県独自のシステムですけれども、を使用して本件通知書を作成していたならば、本件記載のような誤りをすることはなかったと認められる。また、本件通知書を施行するまでに、文書規程に基づく 2 度の確認をしても、本件記載に気付かなかった実施機関の事務処理は、慎重さを欠くものであった。したがって、実施機関に対し、是正等に関する意見書を通知したというものでございます。

是正通知につきましては、資料 33 ページの情公推第 22 号、平成 21 年 7 月 6 日付けで、知事あてに通知しました。また、その内容は 35 ページの 3、情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見に記載のとおりでございます。35 ページの一番下の 3 です。情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見ということで、実施機関がシステムを使用して本件通知書を作成したならば、本件記載のような誤った記載をすることはなかったと認められる。また、本件通知書を施行するまでに、文書規程に基づく 2 度の確認をしても、本件記載に気付かなかった実施機関の事務の処理は、慎重さを欠くものであった。実施機関においては、既に再発防止に努めていると認められるが、より慎重な事務処理を求められたいということでございます。

続きまして、資料の 19 ページをご覧ください。苦情ナンバーが 15 と 16 になります。これは関連する案件でございますので、まとめて説明をさせていただきます。補足しますと、この苦情の 15 番・16 番は、特定の開示請求に対する苦情ではなく、知事室職員の電話での対応に対する苦情ですので、一括して御説明をさせていただきます。

苦情 15、19 ページの一覧表の内容でございますが、開示請求する内容について補正要求がないよう、事前に表現方法の相談の電話をしても、同室調整班の〇〇主査が他の室員に対応させず、相談させようとしなない。事前相談に応じない。助言しようとしなない。〇〇主査の話では、同室に補助金適化法のわかる職員はいないと嘘を言ったため、開示担当者に事前相談に応じさせようとしなない。情報公開センター〇〇さんに〇〇主査以外の室員が対応するように依頼し、〇〇さんが伝えても〇〇主査以外の室員が対応しようとしなないという苦情でございます。

続きまして、16 番の苦情でございます。〇〇主査への苦情申出の件で知事室長に電話をしたら、〇〇さんが対応して室長に取り次がない。〇〇主査が自分の事のためのみ消しをしている。自己保身を図っているというようなことを言っていると思います。組織としてもみ消しをするため、〇〇主査が話を聞くとしてもみ消そうとしている。何度も室長に電話をしても、他の職員が対応しても、〇〇主査が電話に出て「私が話を聞く」として、対応しようとしなないというものでございます。

資料の 36 ページをご覧ください。「3 処理結果」(1) から (2) を要約させていただきます。初めに苦情の 15 番でございます。申出人

は、開示請求する内容について、補正要求がないように事前に表現方法の相談の電話をしても、知事室の担当職員が他の室員に対応させず、事前に相談に応じないと主張します。通常、実施機関の担当課（所）に開示請求しようとする者から相談があった場合、相談内容に応じて担当課（所）で保有する行政文書の件名を例示する等の案内は必要でございます。しかしながら、本事案の場合、開示請求に係る内容から、知事室が実施機関の担当課（所）として、即座に保有する行政文書の件名を例示するなどの案内をすることは非常に困難であり、申出人が開示請求したい内容を開示請求書に記入するよう、案内するほかなかったものと考えられる。したがって、対応職員の本事案に係る電話での開示請求に係る手続等の案内は適切なものであったと認められるというものでございます。

次に 16 番ですが、37 ページ (2) の要約でございます。申出人は、苦情申出の件で知事室長に電話したら、室長に取り次がず、対応した職員が自分の事のためもみ消しをしていると主張する。調査の結果、対応職員は申出人との電話でのやりとりについて、逐次速やかに班内に口頭で伝達をしているとのことであり、申出人が主張するもみ消しの事実は認められなかった。また、知事室長に電話を代わらなければならない特段の事情も認められない。したがって、実施機関の事務が不適正であったとは認められないというものでございます。

なお、若干補足させていただきますが、この苦情の原因となりました電話が前日に、平成 21 年 1 月 20 日の夜、最初の電話がありました。その際、国民健康保険に関する補助金について問い合わせをされたので、当該事務を担当していると考えられる保険指導課を紹介しました。翌日、再度電話が知事室にあり、会計検査院による補助金に関する検査について照会されたので、総務課の行革室を紹介しました。これに対して、申出人は昨日と対応が違っていると主張して、その対応が正しいと確認できる文書を請求すると言われたので、担当としては対応の方法が思い当たらなかったもので、開示請求にそのまま記載してくださいとお願いした。これが苦情の理由と思われております。

次に、資料の 20 ページをご覧くださいと思います。20 年度 17 番です。申出人は B さん、平成 21 年 1 月 28 日の申出でございます。実施機関は知事で、知事室でございます。これに関する開示請求は 20 年度の 767 番の苦情でございます。請求内容を申しますと、平成 21 年 1 月 22 日付けあき子ホットライン (FAX) について (送付) が、

平成 21 年 1 月 28 日に保険指導課へ届いていなかった原因についてわかる一切の書類、〇〇さん相談済みというものです。一覧表の苦情の 17 の内容欄でございます。知事室職員が県情報公開条例を理解していない。開示文書が決裁供覧の用になっていないものまで件名として特定。職員が条例を理解していないため、不要なトラブルを発生し続けているという苦情でございます。

資料の 38 ページ「3 処理結果」の (1) からを要約させていただきます。申出人は、知事室職員が情報公開条例を理解しておらず、決裁供覧の用になっていないものまで開示請求に係る行政文書として情報提供されたと主張するが、実施機関が取得した文書については、担当課（所）が組織として収受し、組織で共用していれば、条例第 2 条第 2 項で規定する行政文書に該当すると解するのが相当であり、申出人からの開示請求に係る相談に対して、決裁中の文書も含めて情報提供した実施機関の対応は、適切な事務処理であったと認められるという結果でございました。

なお、補足しますと、旧条例では開示の対象が公文書とされてきましたので、決裁・供覧後、初めて公文書として公開の対象となるという解釈がありました。このことを主張されていると思われ、誤解に基づく主張と思われます。

多賀谷会長

ちょっと長いので、いったん切らせていただきたいと思います。菅野委員から何か、初めての方もいらっしゃるので、補足していただければと思います。どうぞ。

菅野委員

まだ半分残っておりますけれども、B さんの苦情の申立ては、私たちが予想していた苦情の申立ての範囲をはるかに超えているということで、実際的には今年度の課題の一つになるだろうと。苦情の申立てが非常に偏っているというか、行政機関が違法な行為をしないとは思っていませんけれども、要するに「これこれの違法がわかる文書」とかいう情報公開請求をしても、通常は出てこないわけです。

そうすると、出てこないことが苦情になってくるというのがほとんどなので、対象者、つまり実施機関も大体三つか四つということで、それを繰り返して苦情申立てを、情報公開をもちろん前提とされて、情報公開をしたけれども、公開されないということについて苦情になっているということで、やはりこれはもちろん情報公開の目的が何かというのは、それぞれの方がそれぞれ持っておられるものだと思いますが、この方の場合は、県の違法な行為を抑制するために苦情申立て

をされているというところまで言われているものですから、悪く言うと業務妨害、県の正常な業務を妨害するために、同じような苦情を繰り返されていると。

膨大なロスが、正直なところ生じているというようなことにもなっていますので、情報公開というものが広くなされなければならないという前提があるにしても、やはりこういう苦情について何らかのかたちで制限をして、一般の方が広く参加できるようにしていかないといけないのかなど。これは今年度の課題というふうになると思いますので、全部が終わってから、是非苦情の関係にも参加いただいて、たぶん B さんはまだやめないと思いますので、何とか今年は呼び出して、苦情処理部会としてもきちんと話をしたいと思っています。以上です。

多賀谷会長           それではそのほかの方、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

澤田委員           説明の時間がもうちょっと、この資料 6 の要約したものだけで説明できないか、時間の節約のためにお願いしたいんですが。

多賀谷会長           若干ほかのページを参考にしていますが、おおむねこの資料で説明していますよね。

事務局（齋藤）       それは結構でございますけども、それでよろしければ。

多賀谷会長           分かりにくいだろうということで、もとの文書まで載せたんですけど、確かに後半部分は時間の関係上、おっしゃるように短く説明してください。それでもなかなか理解不能でしょうけれども。ありがとうございます。

そのほか御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではどういたしましょうか。若干休みを入れましょうか。長時間ですので、まだもう少しかかると思います。それでは 10 分ほど休んで、今 16 時 7 分ですから、16 時 20 分から開始するというようにさせていただきます。

<休憩>

多賀谷会長           それでは再会いたします。引き続き報告をお願いします。

事務局（齋藤）       それでは一覧表の方で説明させていただきます。

20 ページでございます。18 番の①でございます。B さんで、平成 21 年 2 月 17 日の申出でございます。担当機関は知事で、保険指導課でございます。平成 21 年 2 月 16 日付保指 2817、2818 号による補正要求権の濫用。平成 21 年 2 月 12 日付保指 2779 から 2781 号で期間延長していることから、対象文書を特定できるのに故意に補正要求。

補正要求権の濫用が続いている。都合の悪いことは何とか却下しようとしているというものです。

結果でございますが、21年の7月6日付けで通知しております。申出人は、実施機関が補正を求めたことについて、同一内容の開示請求に対して期間延長していることから、対象文書を特定できるのに故意に補正要求していると主張します。調査の結果、本件補正の求めは、実施機関において、開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書を特定することはできなかつたため、条例第7条第2項の規定により行ったものであると認められる。また、たとえ「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載が同じであったとしても、別の開示請求に係る補正の求めに対する回答によって、本件に係る開示請求書が補正されることはない。従って、実施機関の行った本件補正の求めは、適切な事務処理であったと認められるというものでございます。

続きまして、18の②でございます。Bさんで、平成21年2月17日申出、知事（安房地域整備センター）でございます。平成21年2月12日付安整1621号による補正要求権の濫用。出先で担当課〇〇〇課長が特定できる記載内容として收受しておきながら、故意に補正要求。補正要求権の濫用が続いている。都合の悪いことは何とか却下しようとしているというものです。

21年7月6日付けで通知してございます。申出人は、実施機関の担当課長が、特定できる記載内容として開示請求書を收受しておきながら、故意に補正要求をしたと主張しております。調査の結果、申出人が主張する特定できる記載内容として收受した事実は確認できず、また、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであると認められる。したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものでございます。

続いて21ページをご覧ください。苦情の19でございます。Bさんで、平成21年2月19日の申出でございます。知事（安房地域整備センター）が実施機関です。開示請求する行政文書の内容を記載するのに〇〇〇課長が言ったことが不明確であるので、それを記載したのに同課長が言っていないとし、関係ない文書を対象にしようとしている。申請時、同課長が一人で対応し、申請後、部下を担当にして「何のことかわからない」と言って、関係ない行政文書を開示しようとしている。「一人で対応しているから、言ったことも言っていない」と言い

張り、安整に出向いて行政文書の内容の記載をどうすれば補正されず、特定がスムーズにできるかを確認して記載しても否定された。

処理結果でございます。申出人は、開示請求する行政文書の内容を記載するのに、担当課長が言ったことが不明確であるのでそれを記載したのに、同課長が言っていないとし、関係ない文書を対象にしようとしていると主張します。調査の結果、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため補正を求めたこと、また、平成 21 年 2 月 18 日に申出人が安房地域整備センターに来所した際、聴き取りにより開示請求書が補正され、同年 3 月 9 日付けで、行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定を行っていることが認められたが、申出人が主張するような事実は確認できなかった。したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものでございます。

続いて 20 番でございます。B さんで、平成 21 年 2 月 23 日の申出、知事（建築指導課）でございます。嫌がらせの補正要求をする補正要求権の職権濫用。平成 21 年 2 月 19 日付建 2193 号。安房地域整備センター窓口で提出した内容を改ざんし、同センターで特定できるとして収受したものを却下するため補正要求。「添付書類含まず」を「添付書類含」に改ざん。同センターの台帳等に H19-142 等記入していることから通用するのに、明確に回答を求めると職権濫用。都合の悪いことは却下するため補正要求をし、何を答えても却下しようとしている。

21 年 7 月 6 日の処理結果通知でございます。申出人は、実施機関が安房地域整備センターの窓口で提出した開示請求書の内容を改ざんし、同センターで特定できるとして収受したものを却下するため、建築指導課から補正要求したと主張する。調査の結果、本件請求について、安房地域整備センターで請求の対象とする文書を特定できるものとして収受した事実は確認できず、また、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため行ったものであると認められる。なお、補正の求めの通知において、脱字による誤記という事実はあったが、申出人が主張する改ざんという事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものです。

多賀谷会長  
事務局（齋藤）

この脱字というのは、「含まず」と「含」というところですね。  
申出人は「含まず」というかたちでやってきたんですけども、補正

を求めるときに、「まず」を抜かしてしまったということです。補正の求めは2回しておりまして、2回目には正しくしています。

21番でございます。Bさんで、平成21年3月18日の申出でございます。知事（政策法務課）でございます。建築指導課からの補正要求に対する回答書を、情報公開・個人情報センター〇〇さんが隠ぺい。09年2月23日付ファックス送付し、担当者に確認したのに控えを交付しないから確認したら、「忘れていた」ととぼけた。県職員に都合の悪いことは隠すのをやめてほしいというものです。

これも21年7月6日付けで通知してございます。申出人は、建築指導課からの補正要求に対する回答書を情報公開・個人情報センター担当者が隠ぺいしたと主張する。調査の結果、情報公開・個人情報センターの担当者は、ファックスで送付のあった申出人からの回答書を同日に建築指導課へ送付していることが認められ、申出人が主張するような隠ぺいといった事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものでございます。

1ページめくっていただきまして、22ページでございます。苦情の22番でございます。Bさんで、21年3月18日付けの申出でございます。実施機関は知事で、担当課（所）は政策法務課、建築指導課、安房地域整備センターの2課1所でございます。平成21年2月3日付行政文書開示請求書の回答がない。同センターに確認しても答えがない。県職員の都合の悪いことは隠すのが続いているというものです。これも7月6日付けで通知してございます。

申出人は、平成21年2月3日付行政文書開示請求書の回答がないと主張する。調査の結果、本件請求については、開示請求書の内容では、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であったため、実施機関は申出人に対し2度の補正を求めた上で、同年3月17日付けで却下決定を行っていることが認められた。したがって、申出人が主張するような事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものです。

続いて23番でございます。同じくBさんで、21年3月18日の申出、知事（政策法務課）が担当です。平成21年1月7日受理の安整からの理由書を隠したというものです。情報公開・個人情報センターで、理由書の提出について情報提供を同センター担当者に問い合わせても答えなかった。県職員の都合の悪いことは隠すのが続いているというものです。



これも 7 月 6 日付けで通知しています。申出人は、平成 21 年 1 月 7 日受理の安房地域整備センターからの理由説明書を政策法務課が隠したと主張する。調査の結果、政策法務課職員は、本件理由説明書が安房地域整備センターから政策法務課に届いていることを確認した後、何回か電話で申出人に連絡を行ったこと、また、本件理由説明書は平成 21 年 2 月 3 日付で申出人に送付されていることが認められた。したがって、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものでございます。

続いて 24 番です。B さんで、平成 21 年 3 月 29 日の申出、知事（建築指導課）が担当課でございます。同一内容の請求に対して対応が違う。平成 21 年 3 月 27 日付建 2507 号。補正要求権の濫用。県職員に不都合な情報を隠し、平成 19 年 4 月に建築確認済証を 142 件発行したのに、140 件しか発行していないことがばれて、きちんと開示請求に対応しないで、情報隠しを出先と共謀してやり続けているというものでございます。

これに対する通知で、7 月 6 日でございます。申出人は、同一内容の請求に対して対応が違うのは補正要求権の濫用であり、実施機関がきちんと開示請求に対応しないで、情報隠しをやり続けていると主張します。調査の結果、申出人が言う同一内容の請求と思料される開示請求は、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容が異なっており、また、実施機関からの補正の求めに対する申出人の対応も異なったため、同一内容の請求とは認めがたく、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。また、申出人からの開示請求については、適正に対応しているという実施機関の説明を覆す特段の事情もなく、申出人が主張する情報隠しといった事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものでございます。

続きまして、最後の 25 番でございますが、B さんで、21 年 3 月 29 日の申出です。知事（政策法務課）です。内容でございますが、担当課を違う課にした。受付番号 775 番。〇〇さんが打ち合わせ、決めたとやっていたが、打合せ相手の名前を言わない。安整（出先）が担当課でも建、これは建築指導課ですが、主務課が担当課として、却下させた。県職員に都合の悪い開示請求は、主務課と相談して担当課を主務課にして却下。打ち合わせした記録を開示しようとしなさい。

7 月 6 日で通知をしております。申出人は、政策法務課が担当課を

違う課にして開示請求を却下させた等の主張をしている。調査の結果、本件請求については、担当課が違う場合は担当課に送付するようにとの申出人からの申出を受けて、安房地域整備センターで収受されたものであること、また、過去の建築指導課が対応した開示請求に関するものであったため、建築指導課が担当課となったことが認められた。また、開示請求書の内容では開示請求に係る行政文書を特定することは困難であったため、実施機関は申出人に対し2度の補正を求めたが、補正されなかったため、同年3月17日付けで却下決定を行っていることが認められた。したがって、申出人が主張するような事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったというものでございます。

続きまして24ページですが、これは苦情の21年度の1番、2番でございます。こちらは申出人がいずれもAさんでございます。申出日は平成21年5月9日でございます。実施機関は教育委員会、いずれも指導課でございます。

苦情の内容ですが、千葉県教育委員会委員長が行った開示決定（教指第2161号、平成21年4月8日）主権者県民が決裁済みの情報を開示請求したところ、教育委員会委員長は決裁のために作成した起案文書の開示を行った。このような行為は他（者）の請求にも見られることであり、主権者県民の請求行為を愚弄するものであるというものです。

2番としまして、千葉県教育委員会委員長が行った開示決定（教指第2161号、平成21年4月8日）開示と称し個人情報情報を漏えいした事実。教育委員会委員長は、千葉県情報公開推進会議より、その不当な開示事務に対し指摘（意見）をされたにもかかわらず、これをあざ笑うかのように相変わらず不当な開示事務を行っている。教育長指導課〇〇〇〇は、個人情報記録された情報を平然と公にした。かかる行為は厳正に処断しなければ、多くの主権者県民の権利を侵害することとなるというものでございます。

こちらの2件につきましては、苦情処理部会委員の体制が整い次第、できるだけ早く調査に入りたいと思っておりますので、御協力の方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

多賀谷会長

ありがとうございました。それでは、これについてまず菅野委員から補足することはございますでしょうか。

菅野委員

先ほど申し上げたとおり、特に補足はありません。今年度の課題の一つとして、苦情処理をどのようにするか、皆さんのほうでもお考えいただきたい。

特に、前から指摘をしてるんですが、実は情報公開条例 7 条 2 項というのがありまして、この B さんの案件というのは、「何々の違法がわかる文書」とか、そういうふうに請求してくるものですから、違法がわかる文書というものは、実施機関からすると違法なものがないということになりますので、それでは情報公開請求として対象文書が特定されないと考えて、それで補正を求めて、補正をしないから却下と、こうなっているんですが。

この 7 条 2 項は条文を見ていただいたら分かるんですけども、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」ということで、本件のような事態に対応する条文にはなっていないというふうに個人的には考えています。これは形式的な不備の問題ではないんだろうと。それを無理にここでやっているものですから、相変わらずいちごっこみたいなかたちになってしまっているのかなど。これを含めていわゆる不服申立ての在り方、それからそれをどうするかについて、今年度の課題にさせていただければと思っています。以上です。

多賀谷会長

その形式上の不備は何条でしたっけ。

菅野委員

7 条の 2 項です。「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは補正を求めることができる」とあって、これが果たして形式上の不備というふうに言えるのかと。普通だと形式上の不備というのは、文書を読んで、何か抜けていて分からないとか、そういうことで通常は考えている。けども、これはちょっと B さんの開示請求書というのは、形式上の不備があってそれで補正を求めるという案件なのか、そのへんが議論される必要があるんじゃないかということです。

多賀谷会長

要するに特定できないという話ですね、基本的に。

菅野委員

形式上の不備じゃないんじゃないかと、もともと。これこれの補助金の違法が分かる文書なんて言われても、本来的には不存在なんですよ。

多賀谷会長

不存在ですね、確かに。

菅野委員

あればもちろん出さなきゃいけないし、ないとすれば、そんなものない。形式上の不備じゃないんです、そういうのは。それを形式上の不備があるというから、補正を求める。で、却下しているというこ

とになってるんで、それが果たしていいのかということ。もっと正面からきちんと内容をできるようなかたちにしないといけないのかなというふうに思っているわけで、是非ここで議論していただきたいと思います。

澤田委員 補正を命ずるというのは、具体的には何をどう求めるんですか。

菅野委員 Bさんの場合ですか。

澤田委員 Bさんの場合です。形式に不備があるという言い方が盛んに出てきますよね。どこをどういうふうに直すんですか。

菅野委員 Bさんの場合は、ですから形式上の不備に当たらないというのが個人の考えです。だからこれで補正を求めても、Bさんは補正ができない。で、却下と。却下をするために補正を求めているというふうに、個人的には考えているという気がします。

澤田委員 今の菅野先生が、補正を命ずるということに当たらないのじゃないかというのは、私も同じ意見です。実務として、どの文書でもいいです、補正を命じたというんですが、何をどう求めたのか。求められないのか。それとももっと具体的な日にち、六何の原則、「誰が、いつ、どこで、何を、どういう理由でしたか」ということまで書かなければいけないのか。文書の特定というのは、公文書は日付で特定しますよね。日付と文書番号、それから題名、あて名、発出者。これで大体分かるでしょう。そういうのは全然ないのですか。

多賀谷会長 ないですね。

澤田委員 今度、条例等を改正するときは、条例できちんとそのへんを言っているはずだけど、ないのですか。そういうことを補正させるんじゃないのですか。

多賀谷会長 通常ですね、開示請求はどこの県でも同じです。具体的に文書名を特定することは、一般の請求者にとっては、行政文書はかなり特殊な名称をとっていますから無理なので、大体「何々に関する文書」というかたちで請求してきて、それで窓口の人との間でやりとりをして、その中で特定するという、そういう作業を通常はやります。この場合はその特定というのですけれど。

澤田委員 そうすると、やりとりをしてどういう補正をするのかと、大体その実務を知りたいものですから。

事務局(齋藤) こういう件ですと、大体関連するようなところをまず見当をつけて、事務をやっている、保険に関することでしたら保険指導課とかで、その担当者が、「請求する文書はこういう文書ですか」というようなか

たちでなるべく例示をして、そういう話合いでそういう文書ですと、それでいいですと、これこれこういう内容が記載されていますというように話合いをして、そして文書を特定させていただくと。

文書の特定は請求者と実施機関も協力してやるというのが、条例の取扱いの原則になっていますから、そういうかたちでやっているんですけども、この方は一方的に御自分の主観で主張したことを書いて、それについてなかなか、相談には応じても変えないんです。ですからそこが苦慮しているということなんですけども。一般的にはなるべくその請求者と話をして、意図を酌んで、こういう文書があります、こういう文書があります、この中でどれですか、どれが該当しますか、というようなかたちで文書を特定していくというのが、この補正の趣旨なんです。

多賀谷会長           それを菅野さんが言うように、もう補正要求をしなくて、ありませんと言って、却下しちゃって不存在だと言っちゃったほうが、確かにすっきりはする。

菅野委員           だからそういう条例改正をするかどうかという議論は、やっぱりする必要はあるだろうと思います。

多賀谷会長           まず井上さんから話して、その後どうぞ。

井上委員           今、菅野先生と会長がおっしゃったように、厳密に言うと、補正の問題ではないという気はしています。ただ、解釈として、この7条の2項の形式上の不備というところ、この手引の18ページの解説。解釈はいろいろあると思うんですけど、解説を読むと、やはり1項の4号で「特定するに足りる事項」というところで、特定が不十分な場合はそれを特定させるというのが、形式上の不備に当たるという解釈にはなっているようですので、だから解釈問題ではなくて、先生がおっしゃるように、そういう文書を指定はしているわけですね。だからそういう場合の扱いというのを、どういうふうに扱うかということは、条例の改正等で考慮はする必要があると思うんですけど、解釈ではないような気はするんです。

澤田委員           大体分かりました。この条例は、やっぱり言われるとおり、形式上の理由、それだけでほかにはないですね。これはやっぱり条例としては不備で、行政の対応としては非常にやりにくい。そこで、いろいろな法律に却下することができる条項というのがありますよね。例えば不動産登記法の却下条項。ああいうふうに、もうちょっと親切に条例改正をすべきだと思います。どういう理由を付けるか、実務でいろい

ろあると思います、こういう場合は。調査したけども、何号に該当するとか。そうすると非常にスムーズにいくし、県費も2億までかからない、半分ぐらいになるかもしれませんし、調査することもずっと少なくなると思います。

多賀谷会長

そこはなかなか難しく、ただ単に却下する条文だけを書くと、また県民の利益を制限するんじゃないかということと言われるので、なかなかちょっと難しいところもあります。御意見として、今後の検討事項というかたちにしたいと思います。

澤田委員

せめて手引ぐらい変えても。

多賀谷会長

私もその運用のところで、明白にそういう感じで、特定の作業をすることなしに、このような場合には、不存在でもって直ちに対応してもいいというようなことを、運用で書くぐらいが一番いいかなという気がします。

澤田委員

今日、初めてですが、ちょっと感じたんですけど、これは調査しても同じ人で、同じような内容で、しかもお年は幾つか知りませんが、やはりこういうことに、別な法務省でも全国からいろいろな方が来られますけども、中にはやっぱりこういうマニアみたいな方がおられることはおられるんです。これを見た限りでは、これはやっぱりちょっと何か、それに生きがいを感じておられるのかなという気はしないでもないです。

多賀谷会長

はい、ありがとうございます。そのほか御意見ございませんか。

萩原委員

ちょっと素人みたいな発言で恐縮なんですけど、例えば最初のほうに、「国保料の水増しの事実がわかる行政文書」という言い方ですね。情報公開ですから、どういう情報でも請求はできるということなんですけど、不正を働いているという前提付きで聞くわけですから、前段では難しいでしょうけど、補正とかの中でその根拠を求めたり、その根拠を示すような何か別のものを出してもらおうとか、そういうことというのは可能なんですか。あるいは情報公開の精神とちょっと反するかもしれませんが、そういうのはどうなんでしょうか。根拠もなしに、不正をやっているかもしれないからと言ったら、際限がないですよ、こういう請求は。それはどうなんでしょうかね。

澤田委員

これはちゃんと条文がありまして、要するに、知る権利がこの条例のベースをなしているはずなんです。知る権利というのは何かということになりますと、いろいろ解釈がありますが、権利を行使するには、必ず正当な権利の行使をしなければならないという縛りがあるはずな

んです。理論構成としては、そこらで何かまとめていくことはできないかということなんです。いかに知る権利があるからといって、本人も知らない、ないものはないということになるわけですから。そういう事実がないのに請求するというのは、これは正当な権利の行使じゃない、あるいは濫用だとかいうことに、もっと説明を要するわけですが、なるはずです。それと、今言われる権利の正当な行使を阻害するかという、そういうところだと思うんですが、その線引きが、今まさに検討していただく必要があるところだろうと思います。

井上委員

今おっしゃったことは分かるんですけど、でも正当な権利行使か濫用かというような価値判断を、情報公開請求の入口のところに持ち込むと、それはちょっと危険だろうという気が私はします。それをじゃ誰が判断するんだという話になってくるし、行政側の恣意が入ってくるということにもつながるわけですよ。だからやはりかなり形式的な判断で、開示する、しないというところは、やらざるを得ないんじゃないかなという気が私はしますけれども。

多賀谷会長

それは要するに、濫用的請求と認めるかどうかという話とつながりますけど、基本的に行政機関が行政機関の判断で濫用的請求を直ちに認めるというのについてやはり消極的だということであって、それは例外的な場合に限られている。あるいはその場合には、たぶん推進会議が介入せざるを得ないという状況になる。このBさんの件については、正にそういう問題として対応するかどうかということが検討されているという話だと思います。

澤田委員

今はBさんの話をしているんで、一般論としては、言われるとおり、できるだけ開示請求を認めるべき。それは間違いありませんよ。だけでも、このように1年間で見えていただくと、大体内容が同じで、これくらい続きますと、そろそろそっちのほうの。

多賀谷会長

続いています、ずっと。

澤田委員

今後のことで検討するのか、様子を見た上でやっていく。

多賀谷会長

そうですね。もうちょっと様子を見て、もし続くようでしたら、今年中に決着をつけようということにしましょう。そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、以上で議題は終了しましたが、「その他」についてということで、委員の方々から何か御意見ありましたら。

澤田委員

一つだけお願いしておきたいんですが、県の行政というのは一生懸命やっただけでいるというのは、私もよく理解しております。公

開条例ができて、議長が先ほどあいさつの中で言われたとおり、これは行政と推進委員会の委員との間の、ある意味ではせめぎ合いといえますか、適当な緊張関係がなければいけないだろうということは言えますが、いま一つ県の方で、先般何か、備品等の預けと称する公金不正が新聞報道でありました。それからもう一つ、7月7日ですか、健康福祉部というのがあるんですか。

事務局（齋藤）

あります。

澤田委員

健康福祉部で、難病患者のデータを紛失した。私どもが一生懸命こういう事案を検討するのもいいんですが、残念なことに、お願いしたいのは、一つは不正です。これはもう絶対いけません。故意犯ですから。

もう一つは、過失にしてでも、難病の方々の氏名とか所得まで書いてある内容の光ディスクが、これを輸送する過程で無くなったと。これは情報公開ということを議論している以前の問題なんですよ。これはもう是非大至急、事実関係をどうするのか。聞くと、委員会を開いて検討して、はっきりしたら出しますということですが、それは新聞等の報道ですが、それだけでは済まないんじゃないですか。事実関係はもっとオープンにすべき。

それと、あと再発防止は、何かあると必ず再発防止と言われます。それはもちろん必要なんでしょう。けどもう一つは、責任追及を最後までしっかりやっていただかないと、こういう情報公開の推進の問題以前に、こういうミスが出て、それで個人情報保護は保護しなきゃいかんなんて、とんでもない話が事件として起きてくるんです。これをもっとしっかりやっていただかないといけないと思いますし、開示をしっかりと、いつどういうふうにしてするのかというのを是非お願いしたい。

それからもう一つ、今日の会議のことでちょっと私はびっくりしたんですが、これは県知事が出ていただけなのが相当じゃないんですか。あるいはそれに近い人。所管の部長が出ていただけのわけでもない。次長さんですか、出られたのは。次長さんも、内容になると「ちょっと所用があります」と。そうすると、我々は一体何なのか。もうちょっとこの種の会議というのは何なのかということをしっかり、県知事ももちろんそうですが、全員やっぱり考え直していただかないといけません。これはお願いですから、議長さん是非機会があれば、こういう意見があったということをお伝えいただく必要があろうかと。以上



です。

多賀谷会長

御意見ありがとうございました。確かに1期目の1番最初的时候には、確か堂本知事がいらっしゃったような記憶がありますが、最近では確かにそう。

澤田委員

東京都知事も来てるんですから。

菅野委員

1回目は県としても重みを持って行ったということ。

多賀谷会長

まあ多少ルーティン化したということです。ありがとうございます。そのほか御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に、本日傍聴されている方の発言を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。それではどうぞ。

傍聴人（中谷氏）

傍聴者の中谷でございます。やっぱりいろんな御意見、しかも、いつもだったら2時間で終わるのが3時間になろうとしているというのは、久しぶりに熱の入ったあれで、知事さんもさぞ喜んでのことじゃないのかなと、これは皮肉なんです。

それで、やっぱり千葉県の体質がよく出ているなということがまずありますので、御紹介しておきます。それは資料の3ページで、資料の2というやつです。このところに、この会議の設置の経過が出ていますけど、大事なことが抜けてるんです。大事なことは何かというと、県民が抜けてるんです。「1 設置にいたる経緯」とあって、平成15年の9月、千葉県情報公開推進委員会からの提言があったと、いきなりポンと出てくる。この推進委員会が設置できる経緯でも、その元は何かといたら、県民のある団体が知事に堂本さんに申し入れをするんですよ。千葉県の情報公開はこのままでいいですか。それを受けて今度は、いわゆる僕は「多賀谷委員会」と言ってるんだけど、多賀谷先生が委員長になられて推進委員会が出てくるんですよ。それがまず抜けてるんです。まさにこれは行政側に県民を見る目がないと。あるいは県民の言うことは聞かないんだらうということだと思います。

これに対して全く違うのが、証拠をお示しします。これは神奈川県広報県民課のあるお役人さんから手紙をもらいました、私信を。ちょっと読みますと、「日ごろから神奈川県広報事業にご理解いただき、お礼申し上げます。「わたしの提案（知事への手紙）」の情報公開につきまして、昨年ご意見をいただきましたが、その後ご連絡が取れませんでしたので、「わたしの提案」制度の現状をご報告させていただきます。本県では、これまで「わたしの提案（知事への手紙）」制

度の見直しを行ってきましたが、平成 21 年度から「わたしの提案（知事への手紙）」を、「わたしの提案（神奈川県への提言）」に変更することといたしました」と。

次なんですよ、大事なのが。「それに伴い〇〇様」、これは去年亡くなられたんですけど、僕と一緒に神奈川まで行って意見陳述するんですが、「〇〇様、中谷様のご意見を参考にさせていただき、専用用紙の裏面にいただいたご意見は、情報公開対象文書となります。（特定の個人が識別される部分は除きます）との記載を追加したところがございます。」こういう文書が来るんですよ。

僕が感激したのは、たまたま〇〇さんと一緒に、千葉県が発端なんです、千葉県が医療問題で「知事への手紙」で、ある重要な案件を出した人がいるということを知ったもんだから、早速それじゃ具体的に取ろうと、僕はデータを持っているんだけど、一応県はどのように取ってどう動いたのか、とりあえず現物を取ろうということをやってみたら、何とかかんとかと言ってクローズにしてきたんですよ。これはおかしいということで、東京にも行きました、埼玉にも行った、神奈川にも行ったんです。それでこの〇〇さんと二人で意見陳述をやりました。これは実施機関に対する意見陳述です。これはあまり知られていないんですね。その結果が今、こういうので出てきたんです。

それで行政の丁寧な対応というのが、その張本人というのかな、それに対してちゃんと丁寧に、こういうふうに変えましたということを知らせてくれるという、この細かなことなんです。これがやっぱり千葉県には欠けているんで、それがたまたまこの 3 ページに出ているんじゃないですかということをもっと言いたいということでもあります。

それから次に、先ほど話題になりましたけど、11 ページです。例えば千葉県は開示請求がいっぱい多いと。このカウントの仕方もあるんだけど、僕もいろいろな開示をするんだけど、なかなか素直に出てこないんですよ。素直に出てこなかったら、捜査当局はやるでしょう、絶対に水を漏らさないテクというのを。あっちから攻めろ、こっちから攻めろというやつで。逃げ場のないような攻め方をやるという。そういうテクをちょっと僕はたまたま学んじやったものだから、それをやると、一つのことにに対して 5 本ぐらいの開示請求はすぐできますよ。そうするとダブる場合もある。ダブるとダブられてカウントしますよね。だからこれもやっぱり、この開示請求が多いというのは、確かにどんどん出してくれるということもあるのかもしれないけれど

も、やはり隠そう隠そうとするから、それじゃ隠されないようにこれも欲しい、こっちも欲しいということで、多方面から開示請求をしていくということの結果にもなるのかなというふうなことも考えます。これが一つ。

それからやっぱり説明責任ということで、どんどん行政が変わっているんですね。例えば2月に千葉県の教育委員会、行政委員会の教育委員会の委員が新たに選任されました。そのときの同意を求めるときに、御本人から、私はこういうことをやりたいんですよという意見書が出てくるんです。これは議員に配られました。そこで、これはちょっと乱暴で飛躍するんですけども、皆さん方も委員をおやりになっているので、こういうのをホームページに載せてもらえるとありがたいなど。先ほど抱負を述べられましたけれども、ましてこれは情報公開を推進するエネルギーの元なんです。ですから、そういったことも率先してやっていただけたらと思っております。

要するに、この推進会議が千葉県の行政を良くする、情報公開を高めるだけじゃなくて、情報公開の制度が高まっていけば、良くなれば、行政も良くなるんですから、そういったところの推進力として、今一段の御努力をお願いしたいということで終わりにします。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございます。傍聴人の方からハツパをかけられたところで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは最後に、事務局から何かございますでしょうか。

事務局（齋藤）

次回以降の開催につきましては、会長に御相談させていただきたいと思っております。

多賀谷会長

ありがとうございます。それでは長時間、予定を30分ほどオーバーして申し訳ありませんでした。

これもちまして、平成21年度第1回情報公開推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人